重要事項説明書（訪問介護）

あなたが（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を説明いたします。

１．　指定訪問介護サービスを提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人　七飯町社会福祉協議会
代表者氏名	会長　　伊藤　千恵子
所在地	〒041-1111　　亀田郡七飯町本町５丁目４番８号 電話：0138-65-2067　　FAX：0138-65-2542
法人設立年月日	平成１年３月２８日

２．　利用者に対してサービス提供を実施する事業者

（１）事業所の所在地等

事業所名称	ホームヘルパーステーション「七飯社協」
事業者番号	０１７１５０００１０
事業所所在地	〒041-1131　亀田郡七飯町字中野２１０－２
連絡先	電話：0138-65-4902　　管理者：岩田　志乃
事業実施地域	七飯町

（２）事業の基本方針・実施手順

基本方針	・御本人の出来る事を生かし心身機能の改善を目標とします。 ・御本人と共に行う・ご自分で出来る環境を整備する等御本人の意欲を高めるような適切な働きかけをします。 ・御本人の自立の可能性を最大限引き出す支援をします。
実施手順に関する具体的方針	・サービス提供にあたり御本人の心身の状況を把握します。 ・サービス内容・御本人の出来る事・サービス内容・実施期間を定めた個別計画を作成し、計画に基づいてサービスに当ります。 ・サービス実施後、個別計画の実施状況の把握に努めます。 ・サービスの実施状況を担当ケアマネジャー又は包括支援センターに報告いたします。

（3）事業所営業日及び営業時間

営　　業　　日	月曜日から金曜日 ＊ただし、国民の祝日、１２月２９日～1月３日を除きます。
営　業　時　間	午前８時３０分～午後５時１５分

（4）サービス提供可能な日と時間帯及び夜間対応

サービス提供日	年中無休
提　供　時　間	午前 7 時～午後 9 時

＊スタッフの手配がつかないなど、ご希望の時間帯に対応できない場合がございます。

夜　間　対　応	事務所の電話を携帯電話に転送して時間外でも連絡がとれる体制を取っております。

（5）管理者

管　　理　　者	岩　田　　志　乃

令和８年４月１日現在

職	資格	職　務　内　容	人員数		
管理者	介護福祉士	1　従業者及び業務の管理を一元的に行います。 2　従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 １名	非常勤	計 １名
サービス提供責任者	介護福祉士	1　指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2　指定訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者への訪問介護計画を交付します。 3　指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 5　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 6　訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 7　訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 8　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 9　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 10　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常勤 ４名	非勤	計 ４名
訪問介護員	介護福祉士 １級修了者 ２級修了者	1　訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2　サービス的協責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3　サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤 ４名 1　名 名	非常勤 8名 2名 3名	計 12名 3名 3名

３．提供するサービスの内容及び費用について

（１）提供するサービス内容

【身体介護】

<table>
<tr>
<td>

食事介護

ご本人の状態に応じ安全な食事の介助を提供いたします。
例
準備→食事環境の整備→姿勢の確保→メニュの説明→食事介助・水分補給→安楽な姿勢の確保→気分の確認→食べこぼし処理→後始末　記録

</td>
<td>

入浴介護

ご自宅の浴槽を利用して安全な入浴介助を提供します。
例
状態観察→浴槽準備→浴室移動→脱衣介助→洗体・洗髪・入湯→着衣介助→ドライヤー→爪きり(巻きつめは不可)→後始末

</td>
</tr>
<tr>
<td>

排泄介助

トイレ利用・ポータブルトイレ利用・オムツ交換
ご本人の状況に合わせた排泄手段で提供いたします。
例
トイレ誘導→移動介助→脱衣介助→失禁への対応(汚れた衣類の交換・陰部の清潔介助)

</td>
<td>

清拭・洗髪

お身体を拭く介護です。入浴に近い爽快感を
感じて頂けます。布団上での洗髪・足浴を組み合わせる事もできます。

その他の身体介護

通院介助
服薬介助
特段の専門的配慮をもって行う調理

</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">

自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助

安全を確保しつつ常時介助できる状態で行います。ご本人と訪問介護員がともに日常生活に関する動作を行うことが、日常生活動作・生活の質向上の観点から、ご本人の自立支援・重度化防止に必要な支援です。

例　認知症の進行を防ぐ支援
○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理 整頓
〇認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことに より、生活歴の喚起を促す。
〇洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
○移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるように支援します。

※ 利用者をヘルパーの車にお乗せして買い物同行する場合
〇事業所所有の車を利用します。〇車の空き状況に合わせて対応させて頂きます。
〇道路が凍結するような冬季は対応不可と致します。

</td>
</tr>
</table>

【生活援助】

利用者様が一人暮らしの場合、御家族が障害・疾病等やむを得ない事情により家事をする事が困難な場合対象となります。
御本人が自力で家事等を行う事が困難な場合であって、家族や地域の支え合いや他の福祉施策などの代替えサービスが利用できない場合 御本人の心身の向上を目的としたケアプランに基づいてサービスを提供致します。

買い物

日常品等の買い物代行

お客様の希望を聞きヘルパーが代行して買い物をしてきます。(サービスの効率上、近くのスーパーを利用させて頂きます。)
※酒・たばこ等の嗜好品は対象外とさせていただいております。

調 理

一般的な調理

お客様の好み・予算栄養のバランスを総合的に考え、相談して献立を決めます

掃 除

居室内やトイレ、卓上等の清掃

洗 濯

洗濯機又は手洗いによる洗濯
洗濯干し
洗濯物の取れ入れと収納
アイロンかけ

その他の生活援助

○薬取り
○ゴミ出し
○衣類の整理(夏・冬等の入れ替え等)
○被服の補修（ボタン付け、破れ補修)
○アイロン掛け
○ベッドメイク・シーツ布団カバーの交換

生活援助に含まれないサービス

「商品の販売や農作業等生業の援助的な行為」
「直接ご本人の援助に該当しない行為」
ご本人以外の人についての洗濯・調理・買い物・布団干し
主としてご本人が使用する居室以外の掃除
来客の接待
「日常生活の援助に該当しない行為」
草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具の移動、修繕、模様替え、大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ、植木の剪定等の園芸、正月、
節句などの特別な手間をかけて行う調理等

※状態の観察・情報収集・記録もサービス時間内に含まれます。

※毎回サービス終了後お客様より確認印を頂きます。

（2）ホームヘルパーの禁止行為

申し訳ございませんが下記のサービスはお断りさせて頂きます。

① 医療行為または、医療補助行為（摘便・床擦れの処置・吸引・留置カテーテル
経鼻カテーテル・胃ろう等処置等）
② 担当ヘルパーの車にお客様を同乗しての運転
③ ご家族に対する訪問介護サービスの提供
④ 訪問予定以外の個人的訪問
⑤ 金融機関での出入金
⑥ 御本人不在時での訪問介護サービスの提供

（3）提供するサービスの利用料、利用者負担額について

日中帯（午前８時～午後６時）

身体介護		生活援助	
20 分未満	179 単位	20 分以上４５分未満	197 単位
20 分以上 30 分未満	268 単位	45 分以上	242 単位
30 分以上 1 時間未満	426 単位		
1 時間以上 1 時間半未満	624 単位		
1 時間半以上 30 分増すことに	90 単位		
身体介護に引き続き生活援助を行う場合、下記の金額が加算されます。			
20 分以上　72 単位		45 分以上　143 単位	70 分以上 215 単位

夜間帯（午後６時～午後１０時）　早朝帯（午前６時～午前８時）

身体介護		生活援助	
20 分未満	224 単位	20 分以上４５分未満	246 単位
20 分以上 30 分未満	336 単位	45 分以上	303 単位
30 分以上 1 時間未満	532 単位		
1 時間以上 1 時間半未満	780 単位		
1 時間半以上 30 分増すことに	112 単位		
身体介護に引き続き生活援助を行う場合、下記の金額が加算されます。			
20 分以上　89 単位		45 分以上　179 単位	70 分以上　268 単位

深夜帯（午後１０時～午前６時）

身体介護		生活援助	
20 分未満	270 単位	20 分以上４５分未満	296 単位
20 分以上 30 分未満	403 単位	45 分以上	363 単位
30 分以上 1 時間未満	639 単位		
1 時間以上 1 時間半未満	936 単位		
1 時間半以上 30 分増すことに	135 単位		
身体介護に引き続き生活援助を行う場合、下記の金額が加算されます。			
20 分以上　107 単位		45 分以上　214 単位	70 分以上　322 単位

※上記算定単位数に利用者様の介護保険負担割合証に記載されて負担割合を乗じた額が利用料となります。

※当事業所は下記の基準を満たすことで、特定事業所Ⅱを取得しております。

スタッフごとに研修計画を作成

一月に一回　技術向上を目的とした研修を開催

サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、担当スタッフに利用者に関する情報やサービスに関する留意事項を伝達し、サービス終了後に担当スタッフから適宜報告を受ける。

すべてのスタッフに年一回健康診断を実施

すべてのサービス提供責任者が、5年以上の実務経験を有する介護福祉士

（4）その他加算事項

＊介護職員等処遇改善加算Ⅰロ　28.7%

介護職員の処遇改善を目的とした加算

＊初回加算　　200単位/月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護をする場合または他の訪問介護員などが訪問介護をする際に同行訪問した場合

*中山間地域などにおける小規模事業所加算　10%

＊緊急時訪問介護加算　100単位/回

利用者やそのご家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者　又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合

＊生活機能向上連携加算　Ⅰ　100単位/月

サービス提供責任者が、リハビリ専門家の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、初回の当該訪問介護が行われた日の属する月に加算します。

＊生活機能向上連携加算Ⅱ　200単位/月

リハビリ専門家が居宅を訪問する時に、サービス提供責任者が一緒に同行する事により、利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、且つ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該訪問介護が行われた日の属する月以降3か月間加算します。

※料金は、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て二人体制で訪問した場合は、料金が2倍になります。

例　体重の重い利用者に入浴介助などの重介護を内容とする訪問介護を提供する場合

（５）キャンセル料について

当事業所は原則としてキャンセル料を頂いておりません。サービスを中止される場合は、１時間前までに事務所にご連絡下さい。

（６）他実費負担について

○七飯町以外で行われる買い物代行・薬取り代行を依頼される場合
交通費「移動に要する実費」を走行距離一キロに付き 20 円別途に頂きます。
○利用者様に同行して買い物等の外出支援をした場合
実費費用として一キロにつき 20 円別途に頂きます。

（７）利用料の支払方法

原則として、月払いにさせて頂きます。サービス提供月の中頃に請求書をサービス提供責任者又は担当ヘルパーが持参して集金に伺いますのでお支払い下さい。

４．個人情報の取り扱いについて

当事業所は「当社における個人情報の利用目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報の利用をいたします。とりわけプライバシー情報に関しましては、職員の研修につとめ漏洩に注意を払います。また、情報を第三者に提供する場合を別紙にてご提示し、事前にお客様のご承認をいただいております。あらかじめお示しした用途以外には決して利用しません。

５．情報の開示について

当事業所は、お客様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。

ただし、ご本人あるいは代理人でない方（他のご家族等）からのご請求につきましては、当事業所所定の書面によりご本人様のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。

６．緊急時における対応について

サービス提供中に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族に速やかに連絡し体制をとります。

病院に同行し入院となった場合は、病院からご本人宅迄の担当ヘルパーの交通費を後で請求させていただきます。

７．サービス提供に関する相談、苦情について

お客様より苦情の相談がありましたら、苦情担当者が速やかに内容を把握し、真摯に受け止め苦情に対する調査を致します。今後の課題・対策を立て、後日調査結果及び対応策をお客様に報告いたします。

【事業者の窓口】	ホームヘルパーステーション「七飯社協」 担　当：管理者　岩 田　志 乃 所在地：亀田郡七飯町字中野２１０－２ 電　話：0138-65-4902　　ＦＡＸ：0138-65-2116 七飯町社会福祉協議会第三者委員 担　当：小　島　　威 所在地：亀田郡七飯町本町４丁目９番１８号 電　話：0138-65-6532 担　当：藪 下　義 晴 所在地：亀田郡七飯町本町５丁目５番１７号 電　話：0138-65-2420
【市町村の窓口】	七飯町役場　福祉課　福祉係 所在地：亀田郡七飯町本町６丁目１番１号 電　話：0138-65-2511
【公的団体の窓口】	北海道国民保険連合中央会 所在地：札幌市中央区南２条西１４丁目 電　話：011-231-5161

虐待防止等の人権擁護の取組について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

（１）　虐待防止に関する責任者・組織の設置　第三者委員の設置
（２）　成年後見制度の利用支援
（３）　苦情解決体制の整備
（４）　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施

窓口担当者責任者　　岩田 志乃　　電話　65―4902

第三者評価実施状況の有無　　有　・　無

８．事故発生時の対応

事業者は、お客様に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、管理者、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に必要な対応を行います。

事業者はお客様に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

損害賠償がなされない場合

事業者に損害賠償責任を負うべき事由がない場合は、その損害賠償は負いません。特に、以下の項目に該当する場合、事業者はその賠償責任を負うことはできません。

① 本契約を結ぶ時点で、お客様が心身の状況や病歴などの重要事項をつげず、また、不誠実（あいまい・虚偽など）な告知に起因して損害が発生した場合。

② 事業者・サービス従事者がサービス実施前に、必要事項に関してお客様から聴取・確認をする際にお客様が故意に必要事項を告げなかったり、また、不誠実（あいまい・虚偽など）な告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

③ お客様の急激な体調変化など予測できない事項で損害が発生し、事業者及び　サービス従事者の行ったサービス行為が損害賠償事由に該当しない場合。

④ 事業者及びサービス従事者の指示・依頼に従わず、お客様の恣意で行った行為が、原因で損害が発生した場合。

９.ハラスメント防止

当事業所では、職員が安心して業務に従事できる環境を確保するため、利用者及びその家族等からの言動についても適切に対応いたします。

社会通念上相当な範囲を超える言動は、カスタマーハラスメントとして取り扱う場合があります。(例:　暴言･威圧的言動、人格否定、過度な要求、身体的接触や性的言動　等)
また、該当する場合には、複数名での対応やサービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

(当会ホームページ: カスタマーハラスメントに対する基本方針を参照)

ヘルパーステーション

♡

七飯　社協